

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、9番斎藤晋議員、14番館岡隆議員、1番工藤政彦議員、3番松浦真議員、5番椎名志保議員、6番荒川滋議員、8番畑澤洋子議員の順序といたします。

9番斎藤晋議員の発言を許します。9番斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） ここはマスクを外してもいい。

○議長（石川交三君） 外してください。

○9番（斎藤晋君） 一般質問で朝一番というのは私の記憶にありませんで、昨日の夜は緊張してちょっと眠るのが遅く、だいぶ苦勞しました。でもちょっとお酒の力を借りてと思って、あまり進まなかったように感じております。まず1人目ということで、議長にも言われておりますので、短めにといいことで言われておりますので、守ってやりたいと思います。

それでは、1つ目の質問に入りたいと思います。町をきれいにすべきということで質問いたします。

1、2、3、4つありますけども、街路樹、歩道の植栽、そういうものはきれいにすれば本当に誰でもきれいだと思えますけども、街路樹の手入れや植栽の手入れがやられてなく、また、管轄は別ということですけども、草がぼうぼう生えてる通学路、そういうところももうちょっと手入れすべきじゃないのかなと。それと、町の管轄であります公園、町有地、そういうところの手入れについても、もっときれいにすればみんながきれいに安全に安心して暮らせる町、それから町に来た町外の方も、「あ、五城目はきれいなんだな」というふうに思っただけ、そういう町にすべきではないのかなと思っまして、今回質問させていただきます。

ケヤキ通りと通称言われておりますけれども、ケヤキの新緑、それから紅葉、本当にきれいです。オレンジ、黄色、赤、それにまだ紅葉になってない緑、そういうものが混じって本当にきれいな紅葉だなと思っすし、私も何回も写真を撮って、娘、息子に送っ

たこともあります。でも、そのケヤキの落ち葉で道いっぱいになっているところを見ると、ああ、これ片付けないとなと思います。私のうちは下夕町通り、朝市通りにありますけども、風の強い日は私のうちの前にも飛んできます。かなり前ですけども、それを集めて、あまり燃えませんでしたけども、焼き芋も作った記憶もあります。

1つ目は、ケヤキ、街路樹の管理ということで、ケヤキの枝の剪定、それから根の盛り上がりの管理はできているかということですね。

それと、県道上の落ち葉の管理はどうなっているのかと。県の管轄ですというふうに言われると思いますけれども、県道は県の管轄。でも、町民が片付けてほしい、みんなが汚いなと思うことであれば、県の管轄であろうが、県に頼んでやってもらう、それがやはり行政の立場ではないのかなと思ひまして、落ち葉の管理はどうなっているのかということで質問いたします。

よろしくお願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 9番斎藤議員のご質問にお答えいたします。

町では毎年発注しております街路樹管理保全業務委託におきまして、樹木の調査を行い、必要と思われる樹木並びに地域などから要望や、また依頼のあった樹木につきましては、枝の剪定を実施しております。また、樹木の根上がりにつきましては、通常のパトロールや住民からの通報を受けまして根切りなどの対応をしております。

なお、今年度に行いました街路樹管理計画策定業務におきましては、全ての街路樹について第1次調査が完了しております。今後の取りまとめや管理計画の策定時に優先順位を決定し、計画的な管理に努めてまいります。

また、県管理における落ち葉の清掃につきましては、現地の状況を確認し、適切な時期を見計らい行っているところであります。さらに、町の対応といたしましては、落葉時期に沿線住民の方々からご協力をいただき、ビニール袋を配付し、集積いただき、落ち葉ビニール袋のその回収を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） この1番の「町をきれいにすべき」ということの最後にお話しするつもりでしたけども、今、町民のご協力を得てというお話しでしたけども、全部ボランティアですよ。沿道のその人たちに対するお願いであって、沿道に即しない人たち、

そういう人には何の関係もないというようなお話だと思います。そうすれば、沿道にいる人たちだけが実質ボランティアを強られる。私は前々から言っているとおり、ボランティアというのはお願いするのであればボランティアではないと。自発的にやるのがボランティアであって、お願いするのであればそれはボランティアではなく、それは委託、それは有償であるべきというふうに思っております。で、後に申し上げる公園の清掃、草刈り、それから県道脇の植栽の管理、それから河川とかそういうものに関しても、いろいろ県からの委託でお願いするというところもあると思いますけども、それをシルバー人材センター、老人クラブ、町内会、それから個人、そういうものに委託し、小分けにして有償でやってもらおうと。できないところは業者に頼むとか、そういうふうにするべきじゃないのかなと。町民にボランティアではなく、ボランティアであっても有償ボランティアということでやるべきではないのかなと。その委託業務を小分けすれば、面倒くさいですよ。契約書、そういうものを書いて作らなければいけない。個人に対するものであれば、安全管理に関してどうすべきかというような問題も出てくるとは思います。やはり有償という、それがみそだと思います。無償であればいい加減。有償であればそれは責任が生ずるわけです。そうすればもっと町がきれいになるのではないのかなと、そういうふうに思います。

まず、もう最後の落ちを言ってしまいましたけども、2番の問題に、公園・町有地の樹木及び草刈りの管理ということで、この前、雀館の宗教の跡地の残った部分について、ここの管理どこかと聞いて、後で総務ですというようなお話がありました。管理も分からないところはやはり草刈りもしないわけですけども、そういうところの草刈りがどういうふうになるのか。年何回実施し、また、それは誰が実施するのかについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

建設課が所管する公園では、五城館付近のターミナルパーク、国道285号沿いの商工会事務所向かいの磯ノ目1号公園、イオンスーパーセンター五城目店近隣のであいパーク西野、パークスクエアななくら敷地内のパークスクエアななくら公園を、毎年発注しております公園施設維持管理業務委託で年3回の草刈りと適宜な樹木の剪定を行っております。また、商工会事務所並びの磯ノ目2号公園、磯ノ目3号公園、西磯ノ目最西の磯ノ目4号公園と戸村堰緑道の草刈り、樹木剪定につきましては、シルバー人材センター

へ依頼し年2回実施しております。

また、生涯学習課が管理する雀館公園などは、雇用している会計年度任用職員が随時草刈りと樹木剪定を行っております。

さらに、総務課所管の町有地につきましては、職員による直営作業と、シルバー人材センターへの作業委託により年2回実施しているほか、町民からの要望などにより随時対応をしております。

そのほかで対応できておらない箇所などがございましたら、ぜひ情報などを提供していただければ幸いですので、ご協力をお願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 先ほど申し上げましたけども、天理教跡地の草刈りについてはどうなってるのか。管轄でお分かりの方いらっしゃいましたらお答えいただきたいと思えます。

もう一つ、高崎を通過して馬場目まで行く県道ですけども、あの高崎地区に植栽があって、ツツジとかいろんなものが植わさっております。毎年あそこを通過して山菜採り等行くんですけども、あそこは植栽に関して誰が手入れして、誰が管理してるのか分からないような状態で草ぼうぼうで、植栽も草の中から、ヨシの中から花咲いたりしておりますけども、県道脇ですから県の管轄なのか、それもお分かりでしたら教えていただきたいと。

それで、県の管轄であれば、町が要望してあそこを何とかするというふうにお答えいただきたいと思えますが、その2つについてお分かりの方お話しいただければ。

○議長（石川交三君） 2点について。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 9番斎藤議員にお答えいたします。

雀館公園の跡地については、総務課のほうで対応することとしておりますが、今年度につきましては生涯学習課の整備と併せた形で整備というか、草刈りの管理をすることも視野に入れながら対応していきたいと思っております。

○議長（石川交三君） もう一点。猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 9番斎藤議員にお答えいたします。

秋田八郎潟線、高崎地区の植栽関係なんですけども、こちらのほうは町でも県でも実際植栽は行っておりませんで、地域住民の方が任意的に植栽しております。で、我々の

ほうとしましても、今後は、植栽された方の権利もありますので、そちらを確認しながら適切な維持管理に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 地域住民だとしても、植えた時からもう何年経っているのかということを考えれば、植えた方はもういらっしゃらないという状況かもしれません。やはり誰が見ても、「わあ、うっとおしいな」と思うところはやはり管理すべき。特に県道脇でありますから、本来であれば県がその歩道部分の植栽を面倒見るという規制になっていると思いますけども、それがなされてないとすれば、地域住民、そこに相談してみるべきですし、やはりそういう労をやっぱりかけないと町はきれいにならないものだというふうに思います。やはり労をいとわず、町をきれいにするために一生懸命やっていたきたいと思います。

3番、町道清掃及び町道脇の草刈り、これはもう2番と同じようなあれでしたので、これの答えは2番と同じでよろしいですか。それともご準備なさってますか。はい、それじゃあお願いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

町道の草刈りに関しましては、建設課雇用の会計年度任用職員が年1回実施しておりますが、今年度に限りましては、昨年8月の豪雨被害によりまして職員を含め町内建設業者一丸となってその復旧対応に追われたことから、全路線の作業に取りかかることができませんでした。しかしながら、幸いにも町の建設技能組合の組合員の皆様方のボランティア活動をいただきまして、一部路線の草刈りを終えることができました。

なお、植栽につきましては、町では街路樹以外の植え付けを行っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 年1回というのはちょっと足りないのかなというふうにも思います。やはり、特に子どもとか、それからお年寄りが歩くような町道とかに関しては、やはりもう少し、年2回、3回というふうにこうみていただくような、そういうふうにしていただければと思います。特に子どもが通う道路、交差点のあたりが草ぼうぼうだったりして車が見えない、人が見えない、そういうところも前はありました。今はだいぶよく

なっていると思いますけれども、やはり町民の安全・安心、そういうものを守っていただければというふうに思います。

それでは4番目、河川及び河川敷の草刈り清掃ということで、これも2級河川ですから国が県に委託して、委託というよりも、任せて、県がみているんだと思いますけれども、町はタッチしてないということですが、漁業協同組合で毎年2回、河川の土手の上から1.5mから2m下まで草刈りをして、それはボランティアじゃなく有償でやっております。そういうことができるのであれば、ほかの河川敷に関しても、町民にお金を落とす、そういうことを考えて県と交渉してみるべき、そういう余裕もあるんじゃないのかなと思ひまして、それから柳を県が中学校の橋のところからずっと柳の管理、管理っていうか根を抜いてやりましたけども、あつという間にもう柳が生えて、もうかなりの背丈になっております。あれだけ柳というのは生命力がある木なのかなとつくづく思い知らされております。で、柳が生えてくると、たまにあそこを通ってみるとタヌキが巣を作って土管の中に入り込んだりもしております。やはり五城目はそういうタヌキ、キツネ、ハクビシン、そういうのが町中でちよくちよく見られるようになっておりますので、そうではなく、やはりもっときれいにして、そういう害獣が町中に入らないような仕組みをしていただければと思いますけども、もっと県と、県が予算がどうのこうのということでもありますけども、毎回私が話しております、この河川のことだけじゃなく、街路樹のことに関しても何回も質問しておりますけども、何もあまり進展がない状況ですので、何回も私は聞くわけですよ。除雪のことに関してもそうでしたけれども、除雪は私がもう話さなくても専門にやってくれるほかの議員が誕生しておりますので、今回も私は除雪に関しては質問はしておりませんが、やはりもっときれいにするために何かできないかなと。私はしつこいようですけども、できなけりゃあ毎回聞くつもりでおりますので、この河川の清掃に関してお答えいただければと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

県が管理する河川は、五城目町内では馬場目川水系の馬場目川、富津内川、内川川、滝の下川、高千川の5河川であります。県では、限られた予算内において、地域からの要望、また現地の状況などを考慮しながら草刈りを実施していると伺っております。

また、県で管理する河川、道路に関しましては、県民との協働事業として自治会などに草刈り作業を委託する制度があり、本町では、先ほど議員がおっしゃられました馬場

目漁業協同組合のほか17団体が河川の草刈り業務を6月と9月の年2回実施いたしまして、道路の草刈り業務は、清流の会のほか15団体が6月に1回実施しております。町でも協働のまちづくり事業として委託しております雀館町内会ほか14団体の方々が当該事業に取り組み、ご協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 何とかもっときれいになるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど申し上げましたけども、ボランティアというふうに、人の善意だけを頼っていることでは物事は進まないというふうに思います。お願ひするのであれば、それはボランティアじゃないと。ボランティアと呼びたければ、有償ボランティアというふうにするべきであります。自発的に「私何か」ということで無償のボランティアをする人もいますけども、やはりこちらからこういうことをしてくださいというお願ひすることに関しては、今、最低賃金が決まっておりますけども、その最低賃金に見合わなくてもいいんですよ。ボランティアという名前を付けておけば。やはり町民に対するそういう甘えっていうんですかね、せっかく手伝いに来て、遠くから来て、ガソリン代も手前持ち、それからおやつ、飲み物、それからお昼とかそういうものも全部手前持ち。復興ボランティアとかというそういうものだったかもしれせんけども、町で有事じゃなくこういう時にお願ひするものであれば、いろいろ手伝ってくれた人、やってくれた人に対するそういう見返り、そういうものをちゃんとみるべきだと思います。

2番目、農産物加工所を作るべき、これももう何回も質問しておりますが、私は、町、農業、それから朝市、そういうものが復興するためには、これがぜひ必要だと思いますんで、何回もお願ひしますし、質問したいと思ひます。

21年に食品衛生法が改正になりまして、製造販売、漬物とかの製造販売には衛生管理のために水道設備などの条件を満たした施設が必要となっております。そのために多くの朝市出店者、漬物作りの人たちが高齢、それからお金がかかるということで、そういう施設を作らないということで免許も取らない、そういう人が多く、今、朝市を見ても漬物を売ってる人は本当に少なくなってきました。昔は野菜と一緒に漬物が並んでたような、そういうのはあります。特に冬場は売るものがなく、味噌漬、そういうものもありましたし、それから塩物ですね、わらびとかそういう塩物、それからニンニ

ヨウ、フキなども売ってましたけども、今はそういうものも加工品として扱われて、この食品衛生法に引っかかるもんですから、そういうものも出てない状態です。で、町長の家も朝市通りですからお分かりのとおり、今、本当に朝市の数が少ない。この前、町外から来た人に道で言われました。日曜日に朝市があった時ですけども。「あら、朝市に来たけれども朝市どこですか」、朝市がないわけじゃないですけども、ずっと奥のほうにありましたけども、私は答えるのが恥ずかしかったのを覚えております。

それで、朝市をこのまま衰退するのを見てるに忍びないですし、もう限界だというふうにも思います。町の特産品、特産物、名産品など開発を進めるためにも、町民が共同で利用できる加工所を作るべきだというふうに思います。

魁新聞に藤里町議会がついておりましたけども、漬物製造所整備に1,424万円ということで、藤里町では五城目と同じで少子高齢化のどっちが上かということでよく話題になる町です。そこがやって五城目がやれないという、そういうことはないと思います。前に質問した時に、ああやっておけばよかったなというような裏の声もありましたけども、金をかけないでやるということで私は前もお話しましたが、今、廃校になった小学校、そういうところの調理場を使えばというようなお話もしましたが、町ではそういう気がないのか。作るべきだと思いますけども、町ではどういうふうに考えるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

令和3年の食品衛生法の改正によりまして、朝市出店者においても食品衛生管理者の資格が必要となり、当該資格の取得に要する経費について、町は令和3年度に支援を行ったところでございます。また、令和6年6月からは許可を取得すべき業種が新たに追加され、漬物を製造する出店者については製造施設について許可が必要とされたことから、設備条件を満たすための整備費用の負担が要されるところであり、出店者あるいは出店を希望される方におきましては、容易に朝市に出店できる状況ではなくなるものと察しております。

町では、これらの対策といたしまして、漬物の加工販売に取り組む場合は、事業所改修事業を推奨の上、施設の整備を支援することで出店者の減少を抑止するとともに、朝市振興を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。



○議長（石川交三君） 9 番齋藤議員

○9 番（齋藤晋君） 町長からのお答えは前に質問した時と大体一緒だと思いますけれども、その後何の変わりもないというのが現状だと思います。担当課でどういうふうに思っているのか知りませんが、このままでは朝市のある五城目町というキャッチフレーズはもうできないのではないのかなと。前もお話しましたが、見る影もないというふうに思います。

それに、2 番目に移りますけれども、特産品・名産品の開発や加工、宣伝と販売ということで前もお話しましたが、今回お話しさせていただきますのは、小倉のセリということでブランド化した時ありましたけれども、そこで職員が苦勞してそのブランドを立ち上げ、それをブランド化し、それを軌道に乗るまで直前までやって、その方が配置転換で部署を動いて、その後任が前の人みたいに熱を入れてやる、そういうことがなく、今、小倉のセリも本当衰退の一途をたどっている状況だと思います。やはり人が変わればその事業がだめになるということでは町としてどうなのかなと。前の人熱を入れてやるということは、町がそういうものを推奨してやっているわけですね。その人が独断と偏見でこの事業をやりますということでやったわけではないはずで、それが係が変わっただけでその事業が衰退するということは、おかしいのではないのかと。町がやてくださいということでやった事業であれば、衰退していくということはありません。

で、その原因ということで、やはり管理監督、そういうものにも言及しなければいけないのかなと思いますけれども、こういうような事例をなくすためにどうすればいいのかと。それから、特産品・名産品の開発、加工、宣伝、販売というふうなものをどういうふうにこれから助けていけばいいのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町の名物であります、だまこ鍋のお供として欠かせないセリの生産につきましては、産地化を目指すため取り組んでまいりましたが、生産者の高齢化が著しく、また、後継者や担い手不足もありまして、残念ながら産地ブランド化までには至っておりません。

町といたしましては、特産品でありますキイチゴの更なるPRを行い、県内外のイベントにも積極的に参加して知名度の向上とともに売り上げアップに結びつけたいと、そう考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9 番斎藤議員

○9 番（斎藤晋君） いや、町長のお答えするそれは、行政としてはそういうふうに答えるしかないわけですが、でも先ほども申し上げましたとおり、係が変われば、それをやらなくなるとかではなく、町が推奨するものであれば、係が変わってもみんな一生懸命やると。係によって能力の差はそれはあるでしょう。でも、一生懸命やるというそういう誠意を持てば、生産者、それから現場の人間はついていくはずですよ。小倉のセリ、今、後継者云々ということですが、これをブランド化するんだとすれば、そこに若い力がないとすれば、それを打破するようなことも考えなければいけないですし、努力をしなければいけないというふうに思います。

やはりこれは配置転換の弊害、そういうものがあるかと思いますが、これは余談になりますけども、働き方改革ということで、私は給料はそんなに上がらなくてもこの仕事が好きだからこの事業でいいと。私は経理が好きだから経理部門だけやりたいと。私は設計が好きだから設計の部門にいたいと。そういう会社が増えてきております。管理職にならなくてもいいと。一生私はヒラでいいからこの仕事を続けたいと。それも働き方改革の一つだというふうに思います。町の職員の配置転換見てますと、2年、3年、長い人で5年とかですか、あちこちあちこち回って、今まで一生懸命やってた仕事も配置転換なるとそこに、ほかの部署行くと前の部署一生懸命やってたものは一切もう関係ないというふうにも見えます。引き継ぎはしてるんでしょうけども、やはりその人の熱意、そういうものが事業の良し悪し、それから盛り上がるか盛り上がらないか、そういうふうにも変わってきますし、やはり人が変わっても町の事業というものであればちゃんと引き継ぎをし、その熱も同じ状態にするべきだというふうにも思います。

また、藤里町が漬物加工所に一千四百何ぼですか、24万円もかけて作るとすれば、町は1,000万もかけないでいろんな施設を利用すればできるはずですよ。あれがないからできない、これがないからできないじゃなく、やる気がないからできないんだと、そういうふうにも思いますので、何とか考えていただければと思います。

最後に、生活朝市と観光朝市が共存する朝市とするための研究開発ということでお伺いいたします。

今見てますと、観光朝市の部分はほとんどありません。ということは、町外からいらっしやったお客さんが自分のうちに持ち帰るまでの時間、それから距離、そういうものを

考えると、生鮮食品である朝市、今の生活朝市のものですね、こういうものは持ち帰れないということで五城目にもお金が落ちないというふうにもなると思います。やはり生活朝市の部分を残しながら観光朝市、そういうものをもっと大々的に宣伝するのであれば、観光朝市には何が必要なのかということで考えていただきたいと。野菜であればそれを長期保存できる袋、一番いいのは真空とかでしょうけども、安価で、例えば山菜を包んで、電氣的に封をすれば二、三日そのままもつとかです、そういうものを研究したり、開発したり、それが朝市の復興にも役立つのではないのかなと。そういうふうな道具を貸し出す、それからこういうものがあるよというふうに示す、そういうことも朝市の復興につながるのではないのかなと。観光朝市としてお客様をもっと呼べるのではないのかなと思いますので、この大きな転換が必要だと思いますけど、町はどういうふうに考えるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

生活朝市と観光朝市の共存につきましては、平成28年度以来実施しております朝市p l u s +が観光朝市の一翼を担い、若い世代の来町者が増加しております。先般開催のあった冬の朝市あったか鍋まつりには、雨天にもかかわらず、コロナ前の来場客数を上回る勢いの来場があったところでありまして、今後はさらに様々な行動宣言が撤廃されることから、現在、秋田県が観光振興ビジョンに基づき進めております当町を軸とする生活観光プランの始動とともに、多くの観光客が来町し、朝市を拠点に大きな賑わいを創出できるものと期待をしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 朝市p l u s +に関しては、若い人たちが結構頑張っていたいて、あれだけの人を呼んでいる、そういうふうになっております。あれは本当に立派なことだと思います。しかし、あれは年に何回あって、朝市p l u s +の時、本来の朝市の人が何店出店しているのかお分かりですか。いや、お答えいただかなくても結構です。それを見て歩いてる人たちがいっぱいいますんで。

これは文句ではないですよ。もっと普段の朝市の人でも盛り上がる、そういうものがあってほしいわけです。そのためにも、先ほど申し上げた観光朝市と、生活朝市、それが合体した朝市になってほしいわけです。藤里町ができるのであれば、そういう加工品を手

伝って、そういう旬のものを考えて、そういう専門部署があってもいいぐらいの事項だというふうにも思います。やはりもっと深く考えて、深く考えれないのは先ほどの配置転換のこともあるかもしれませんが、やはり専門に考えていただいて、五城目の朝市の復興、それから町の復興、そういうものを考えていただければと思います。

それでは時間もあまりなくなってきましたので、3番目に移りたいと思います。これ全部まとめて質問いたしますので、全部まとめてお答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

セクハラ委員会はできたのかということで、前にセクハラについてお話ししたりした時に、セクハラ委員会、それからあるのはパワハラ委員会、それから主だったものでは、これに付随した懲罰委員会、それから相談窓口というふうになっておりますけども、その委員会はできたのかということと、それから、できたとすれば委員会のメンバーはどうなってるのかと。それから、相談窓口はどうなっているのかということでお答えいただきたいと思います。

その委員会のことですが、今、セクハラ、パワハラで休んでる方がいるか、いなかということについてもお伺いしましたし、それから委員会のメンバーっていうのは総務課だけでやる問題でもないです。これは各部署に分かれて、その中から委員を募集し、それで役職も上から下までいろんな役職の人がなるべきメンバーであります。それから、相談窓口のメンバーに関しても同じです。いろんなところにいろんな職種、いろんな役職、それから男女に関してもそうですけども、いろんな相談員がいて、あの人にであれば相談できるというふうにしなければ本当の相談窓口にはなりません。総務課が窓口ですとあってふんぞり返っているのであれば、誰も相談に来ないと思います。セクハラというのは、やはり受けた者、それからパワハラもそうですけども、その受けた人間がこれはセクハラです、これはパワハラですと思えば、それがセクハラ、パワハラになるわけですから、それに対して懲罰委員会、それもいろんな意見もあるでしょう。それから、役場の体面もあるでしょうけども、やはり働く人の味方であるべきそういう委員会ですので、職員が安全に安心して仕事ができる、そういう職場を目指すためにこういうものができたのかなということについてお伺いいたします。まとめてお願いいたします。

○議長（石川交三君） では、一括して執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

1つ目のハラスメントの各委員会はできたかということと、3点目も一緒にお答え申し上げます。

1つ目でございますが、令和4年3月に五城目町ハラスメントの防止に関する指針、五城目町ハラスメントの防止及び相談対応マニュアルを策定しております。その中では各委員会は設置しておらず、各所属における所属長が指名するハラスメント相談員2人と総務課のハラスメント相談員2人を相談窓口としており、所属長が指名するハラスメント相談員は女性職員を指名することとしております。また、職員の処分などについては、五城目町職員の分限懲戒審査委員会があり、委員長は副町長の職にある者とされております。

なお、退職者の人数につきましては、個人が特定される恐れがありますので、その点をご理解を賜りまして答弁は控えさせていただきたいと存じます。

2つ目でございます。そのメンバーでございますが、ハラスメント関係の委員会はありませんが、五城目町職員の分限懲戒審査委員会につきましては、委員長の副町長をはじめ、委員として教育長及び職務の級が5級以上の職にある者と、臨時委員として審査に付すべき事案の関係課長などの職にある者とされておりました、人数は定められておりませんが、過去の実績によると副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長、事案の関係課長のこの5人で審議されております。

最後の3つ目の相談窓口のメンバーでございますが、先ほども答弁をいたしました、相談窓口は各所属において所属長が指名するハラスメント相談員2人と総務課のハラスメント相談員2人であり、所属長が指名するハラスメント相談員は女性職員を指名することとしております。ただし、所属に女性職員がいない場合は、男性職員でも可能としております。

令和4年度のハラスメント相談員は、各所属で25人と総務課で2人の計27人の体制となっており、主事から課長まで全役職がハラスメント相談員に指名されております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） いろいろお伺いしましたけども、まずセクハラ委員会、パワハラ委員会を作らないということで、そのかわりハラスメント委員会があるということでしたので、それはそれでいいとも思います。しかし、その委員のあれが課長以上とかであれば、私は年代に関して、若い人との考えも違う中でやはりその年代間のギャップ、そう

いうものをちゃんと見て、その委員に関しても全部いろんな年齢層、役職、そういうものを網羅するべきではないのかなと。この前もニュースに出ておりましたけども、県に関しては外部の相談窓口を設けるというような動きまで出ております。やはり中でそういうものが起きれば、握りつぶされるというそういうものが目に見えております。そういうことをなくすためにも、やはり外部、そういうものも考えた中で、この委員会というものを構成していただきたいと思ひますし、相談窓口に関してもなるべく女性ということでしたけども、男性も女性もあるべきだと思ひます。セクハラだけではなくパワハラ、それからモラハラとかいろいろありますので、そういうものも考えていただきたいと思ひます。

それで、質問はこれですけども、最後にこれも新聞ですけども、私は3年前から言っておりますけども、井川町で議員の月額報酬が7万9,000円増というそういうものが出ておりました。定数はそのままということで新聞に出ておりますけれども、こういうことだけでいいのかなと。定数を下げないで報酬を上げる、これで町民が納得するのかなというふうにも思ひました。これは私の見解であります。

これで私の質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（石川交三君） 9番斎藤晋議員の一般質問は終了いたしました。